

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第 10 回）記録

会 議 年 月 日	平成 24 年 3 月 9 日（金曜日）		
開 会	午後 1 時 0 分	閉 会	午後 2 時 40 分
場 所	市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事 務 局 職 員	事 務 局 長 中村 英夫 事 務 局 次 長 田中 利明 事 務 局 長 補 佐 片山 学 調 査 係 長 太田 潤一 議 事 係 主 任 金岡 正樹		
執 行 部	財 産 管 理 課 長 足立 博文 財 産 管 理 課 主 幹 福井 一郎 庁 舎 整 備 局 長 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 専 門 監 前田 喜代和		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第10回（3月9日）

◆中西照典座長　そろわれましたようですので、時間より若干早いですが、それでは鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第10回を始めさせていただきます。先回の9回目の検討会で、皆さんそれぞれ意見を言っていただきました。ただこの検討会はずいぶん、皆さんの意見を集約して、この定例会で成立させ、5月の下旬までには投票を市民の方をお願いしたいということについては一致しているところでもあります。そのことを改めて踏まえまして、今日の検討会に入ります。その前に、一応次回、その次とですね、まだまだ検討が進められると思います。それぞれのご都合がありますので、一応こちらの方から案を出させていただきます。13日の火曜日の午後、それから15日は終日1日というふうに一応予定させていただいておりますので、それぞれの、もう1度言います。13日火曜日の午後、15日は終日1日を予定としておりますので、そのようによろしく日程をお合わせいただきますようお願いいたします。

それでは、今日は、前回、情報関連表を出させていただいたときに、このたたき台と私が申しました、いや、それは一人歩きするのでちょっとまだそこまでは行ってないんだという意見もありまして、いろいろ削らせていただきました。この案を成立させていきたいわけですが、今日の日程としましては、一応2時間しまして、休憩して、もしもその次もということになれば、それからもかかっていきたいと思っておりますので、なるべく長時間になるかもしれませんが、皆さんのご忌憚のないご意見をいただいてやっていきたいと思っております。そのように進めていきたいと思っておりますが、何かご意見ありませんか。前回申されたことでやはりまだということ。じゃあ、はい、上田議員。

◆上田孝春議員　さっき座長が言ったようなかたちで会議は進められればいいと思いますけれども、会議を進める前に、やはりちょっと私は確認をしておきたいというように思うわけです。先般我々が合意のもとで建築設計事務所協会の方に委託をした。そして、その後29日に成果品として設計事務所協会の方からあがってきたわけですが、あがってきた内容を確認した中で、私はこの業務委託と言うか、随意契約をした内容と全く違うものが成果品としてあがってきた、出てきたということの中で、これを随意契約に基づいた成果品として私は認めるというか、納得するのはできないということを最初に申し上げておきたいというふうに思います。それは何故かと言うと、契約書ありますね、契約書を皆さん持っておられるというふうに思いますけれども、この契約書の業務委託の内容なんです。目的ちょっと読ませていただきたいというふうに思いますけれども、この業務の目的、本業務は鳥取市庁舎整備に関する住民投票を円滑に実施するため、市民の公平公正な情報提供を目的に市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）第2条第1項第2号に関する事項について、調査を行うものとするという形で目的があります。それで、委託の期間とかそういったものはちょっと飛ばしますが、受託者の業務というかたちに（1）があります。受託者は本業務を遂行するにあたり関連法令及び当仕様書を遵守するとともに委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員配置をしてこれを行わなければならないというかたちであります。

それで、第2章の業務内容、業務内容の2号議案の概要があります。4項目あります。本庁舎の6階建て部分を耐震改修（免震工法）し、2階建て部分を取り壊しという1つの項目、そ

れから現本庁舎の6階建て部分については現状維持を基本とし、設備（空調、給排水）について改修を施す。それからもう1つ、現在の駐車場に一部4階建ての新第2庁舎を建設し（3,650平方メートル、免震工法）、現本庁舎と渡り廊下で接続する。150台を収容する半地下駐車場を設け、その上に広場を設置するというかたちで業務内容がはっきりと契約書にうたっておりま
す。それで、その次に、第2号議案の概要及び建築工事費用、工事費概算で示されている工事
内容で工事を実施した場合、その積算を受託者として算出すること。なお、これらの算出根拠
については、別紙がついていますからね、これも記載してあるということ。それから3、4、
5とあります。（6）に業務の実施にあたって疑義が生じた場合には速やかに委託者と協議をし
た上で解決を図るものとするというかたちで、るる契約内容が示されております。

これに示されておる契約書に基づいた成果物でないというふうに私は思っております。です
から委託者が受託者にそういった意図で契約されたものが、契約された以外のかたちで、この
成果物があがってきとるということになれば、これは正直言って成果物として受け取る、承認
することは私はできないということです。ごく一般に一般の工事で契約した場合でも、市役所
が工事発注をして、契約を結んで業者が仕事をするにしてもやはり契約書に基づいて、図面仕
様書をしっかりと見た上で、それに基づいて工事をして仕事を進めていって、検査を受けて、
これでオッケー、了解と設計書どおり契約書どおりできておるという確認の上で受け取るわけ
です。そういった意味に対しては、やはり先ほど申し上げましたように、今回業務委託をした
委託内容、契約書そういったものにそった成果物が出てきてない、あがってきてない、そうい
うことになればやはりこれを完成品として受け取ることはできないし、それを認めることはで
きないし、さらに言えば、これの工事費、契約金、これも完成品として受け取ることができな
いということになれば、支払うこともできない。ここまで私は思っております。

そういったことでこの契約書に基づいて成果物が本当にあがってきているかどんなかと、そ
のことを確認をしていただきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 今、上田議員が言われましたけど、そのことについて議員のかた。それでは、
上杉議員。

◆上杉栄一議員 私は、これは成果品はあがってきたもんだというふうに思っております。やは
りこれは現本庁舎を使い続けるという大前提の下で、事務所が実現可能、いわゆる実現可能な
ということを出した案だというふうに私は認識しております。細かいことを言えばあれですけ
れども、駐車場の問題にしても、要するに2,500平方メートルで、半地下で150台ということ
が本当に可能なかどうかというのは、こういった件についても、それこそ本来それこそプロ
が設計したから間違いないんだというふうにはおっしゃっていたんだけど、我々が考え
ても2,500平方メートルの半地下、今、例えば、前の露駐、アスファルトとそれから駐輪場と
それから前の、前のというか、道路、通路、あちらの方に、片原に抜ける、あれを合わせてだ
いたい2,500平方メートル。要するに、今、露駐でだいたい80台ぐらいしか入れていない、そ
れを半地下にして150台、どうしてこれが実現可能なんかというような、こういったもの、そ
のものの自体が非常に不備なものが出ているような状況で、だから、契約の中では実現可能など
いうことで、対案の本来の、私は対案を否定するというものではなくして、対案をそれこそ精

査して、本来の主旨に、市民のためにあるいは鳥取市役所としてどうあるべきかということを私は精査したもんだというふうに考えておりますし、これは全会一致ということで、この検討委員会で第3者、中立公正ということで、我々もそれを了として頼んだわけですし、その結果出てきた、そういった報告書でありますので、私はこれは正当なものであるというふうに、そういうふうに私は思っております。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。今、仕様書を基に、今、それぞれ問題点が出たわけでありまして、私はその疑義が生じたときには当然話し合いすべきというのは当然なんです。ただ、我々は今回に至るまでは、皆の合意の基に設計事務所協会に委託しようということで、まず出したわけですよ。出したわけですから、出したってということは、公正公平な立場で見てもらおうじゃないかということで出したわけなんです。だから、最初の対案の出た段階で、それが安い・高いの論議でなしに、本当に公正公平であるか、内容がどうであるかということをしたわけ。今度は受けた方のかたはいわゆるその内容を精査する段階ではやっぱり責任持ったやっぱり設計をされないといけんわけだ。とにかく何だろうとまあやればよいというもんではありません。責任持った設計がきておるのは現在の成果品というふうに思っておるわけです。

だから、その成果品は内容が悪いから認められんというふうな表現は、私は当たらんというふうに思っています。だから、成果品は当然尊重する。それで、この間あったように、いわゆる1号案の問題と2号案を比較するときには、当然、金額の問題、いろんな比較も出てくる。正しながら、今のように2号案の問題については、現状維持をとするならば、いろんなやっぱり法的なクリアの問題もある。敷地の制限の問題もある。そういう問題を当然お互いに考えながら1つの妥協線を見出していけないといけないと思います。だから、当初の計画がこうだから、それはあつとらんから、私はこの議論に合わんと、何と言いましょか、検討に値せんというふうな言い方はちょっとどうかなと思っております。ですから、今、我々が何をしようか、いまずるのはいわゆるこの内容について、項目ごとに検討しようじゃないかというふうなところまで入っておるわけですから、その段階で検討すればいいじゃないですか。そのように思います。以上。

◆中西照典座長 田村議員、はい。

◆田村繁巳議員 はい。私もこれの成果品は認められるもんだと思っております。当初この第2号議案の駐車場の問題も、2,500平方メートルで本当に150台できるのか、そういう疑問を持って意見も出させてもらいましたが、やはりいろんな実現するために、やはり第3者の機関に公正公平な面で調査していただくのがいいんじゃないかと、そういう経過があったわけでありまして。いわば、建設するという、そういう立ち位置に立っての意見であります。また、今後の課題の部分で多分議論されると思うんですけども、このエネルギー棟の問題等々も指摘されているわけでありまして。確かに余分なことだと言われるかも分かりませんが、これはやはり考えなきゃいけない問題であって、成果品としては本来の目的として達成されている、認められるもんだと。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 手あがって、やっと発言できます。今、いろいろ議論がされているんですけど、前回一番私としては成果品として認めるかという点と、その出した内容について違ったものが出てきているという認識でいくつか発言していたんです。

改めて私はここの検討会で確認をしていく必要があるんじゃないかなと思うんです。というのは、さっきから上杉議員は実現可能なものを作ってほしいという程度を出したとおっしゃるんだけど、高見さんは責任を持った設計なんだということで、そうであるなら、そういう、いわゆるその契約仕様書になっていないといけんわけで、実際そういうふうには、今、書いてないというのは上田議員が言われましたから、ですから、私は主に3つ、本当に座長にお願いしたいのは、1つひとつ皆の認識になるかどうか確認してほしいのは、代表者会ということで会議をやった部分もあって、あたかもこれが出したもんだか、そのようになっているんだけど、事実の経過からすると、1つは、やはりこれは1月27日議会議決した後、やっぱり直後に私が事務局に問い合わせたように、きちっとどういう仕様書で、どんな契約内容で出するか、この検討会5人、代表者会でもよかったですけども、きちっと確認していない、それがだめだということと、それとこのたたき台そのものを当初提案されて、結さんが提案されて、議長がこれでいこうじゃないかということで、今日議論しているわけなんだけど、そうであるならやはり前回の議論の中でも分かったわけですけど、こっちの事務局、向こう協会の事務局同士でなかなか話が折り合いつかんということで、議長が乗り出して解決しようとされたわけだけど、やはりこの代表者会で、私はおおかたこれで元々の設計者の意図も相手方に伝わった上で検討がされるだろうという認識でおったわけですけど、結局、それがなされてないというのが2月の3日の代表者で分かって、今日こういう議論になっているわけです。

ですから、議長がやっぱりそこをきちっとしていなかったということで、この1月27日の議決を取る前にこういう状況で契約がなかなか結べんと、どうしようかという相談を検討会に持ち込まなかった責任は、私はあるんじゃないかなと思うんだけど、まず、そういう事実経過でおおよそ来ていると、最終確認しなかったということをきちっと皆の理解や共通事実の問題として確認できるかどうか、これが2点目です。それと、上田議員も言われたんだけど、調査の途中で疑問が出た場合の取り扱いが書いてあるわけだけど、やはり実現可能なものとか、責任を持った設計云々ということであれば、そういうことであれば、仕様書のとおりにはできないと、これはこういうふうにしたいけどどうしようかと、短い期間だったという、報告書で苦労したみたいに書いてあるんですけど、それだったらやはりそういうことが向こう側から提起されて協議をされるべきだったんじゃないかなとは思うんですわ。やはり、なかったかあったかという辺は非常に大事なところでありまして、それで、この3つをやっぱりきちっとまず確認した上で、要請したとおりのものができたかどうか、この検討会で、私は座長、やっぱり確認しないといけないと思いますよ。はい。以上です。

◆**中西照典座長** 上田議員、はい。

◆**上田孝春議員** それぞれ代表者、設計事務所協会が出してきた成果物に対して、今、お話があったと思うんだけど、私はこの契約書に基づいて受託者が上げてきたかということなんです。それと、この委託契約の約款、約款に示してあるんですね。条項、何条もありますけれど

も、第 11 条監督職員、監督というのはこれが甲ですよ、甲、委託者。委託者甲の意図する業務を完了させるために、乙に対して業務に関する指示をすると、これがあります。それから(3)にこの契約の履行に関する甲乙と協議をする。やっぱりこういったいろんな契約約款があつて、それぞれ示されておるわけです。これはやはり契約書に基づいて契約された内容をしっかりと考えた上で、やはり成果品を上げてくるという数多くの約款の中に示されておる。これは、やはり当初に、先ほど申し上げましたように委託業務の中にしっかりとうたつてあるんです。それが、成果品が上がってこない。これはまさに何のための契約書だ。契約ということはお互いに委託者と受託者がその中で約束をしてきちっとしたものを、契約に基づいて内容に基づいてやはり押さえてくる、上げてくるというのはあれです。それで、作業をする中で、作業をする中でそりゃいろんな変更が出てくると思います、変更が。そういった場合には、20 章に業務に関する乙の提案というかたちがありますよ、ここに。示された業務内容でできないということであれば、仕様書に基づいてそれができないということであれば、それなりのやはり約款に、この契約書に基づいて意見を上げてこないといけん。そうした中でどうしてもできんということだったら変更契約しないといけません。変更契約なされておるんですか。そこですよ、問題は。何のためにこれ、それぞれ契約約款をつけて工事の内容の仕様書、内容を全部つけて、約款までつけて約束をして委託者と受託者が取り交わした中で、作業がなされておるかということ。そうした仕事になるかということ。です。

◆中西照典座長 上田さん、はい。今、上田さんが契約書の段階で、いわゆる契約違反ではないかということだと思います。これは法的な問題でありますので、ここで議員の方々が、なかなか法律に基づいて、この成果品が違反していたかどうかということですね。

◆上田孝春議員 そうです。

◆中西照典座長 これは、ここでは判断、私はできないと思います。法律上の問題ですからね。ですから、これは、この問題は本当に違反かどうかというのは法律上の問題ですので、市のやはりこの問題について、つまりこれは違反であることを受け取ったりするということは、契約自体が無効になりますよね。ですから、そういうことに、これはここでいいか、悪いかの問題じゃないんで、法律上どうであるかというのは、市で言うと法制係課、どこになるの。

○中村英夫市議会事務局長 法制係になります。

◆中西照典座長 うん。それで、やはりもしもそういう法律上の訴訟が起こったときに受けて立たないといけませんので、この問題に関しては。ですから、

(「一言だけ申し上げます」と呼ぶ者あり)

◆中西照典座長 その問題はきちっとどうであるかということ来判断、早急にしてもらわないと、ここで多数決やそんなことでできる問題じゃないと思います。その点についてどうですか。

(「これは」と呼ぶ者あり)

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。高見議員。

◆高見則夫議員 その内容が契約、変更契約しておると、変更だと、変更している部分があると、契約違反ということを主張しておる、あなたがおられるわけだけでも、じゃあ、契約書に基づいて変更契約する部分と言ったらどういう部分が変更になるんですか。現在出ていることは、

いいか、向こうから出ておるのは、いわゆる提案されていることについては、いわゆる仕様書のとおり、仕様書のとおりと言うかな、それで向こうの方が積算されて出てきておるわけだ。ついては、その内容の中で駐車場の問題とか、それから本庁舎の一部新築の問題とか、それから何と言いましょうか、免震の問題とか、そういうものが提案されておるわけだ。だから、それが問題じゃないですか。それが向こうから提案された成果品ですからね、それを我々、今これから検討すればいいじゃないですか。

◆中西照典座長 はい、上田委員。

◆上田孝春議員 高見さん、よく契約書を見て、内容を見て、

◆高見則夫議員 どこが違うんですか、言ってもらいたい、どこがいけないか。

◆上田孝春議員 さっき言ったでしょうが。

◆高見則夫議員 分からん。

◆上田孝春議員 分からんじゃないでしょ。さっき、こっちが委託をした工事内容があるでしょうがな。さっき私が読み上げたでしょうがな。

◆高見則夫議員 さっきの3件の問題で、どこが問題があったんですか。

◆上田孝春議員 議長。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 工事内容と契約したものと全く違ってましようがなあ。これがあっているんですか。その辺の判断ができませんか。

◆中西照典座長 どうぞ。

◆角谷敏男議員 ちょっともう割り込みますわ。割り込待させてください。私が言っているように、高見さんがそういつて言うんだったら、一体我々は何を出したんかということなんですよ。どこが違うのかということをはっきり皆の共通認識にしないといけないじゃないですか。

◆高見則夫議員 どこが。

◆角谷敏男議員 いや、だから、いやいや、上田議員は言われたし、私は前回言いましたよ、私も。一番特徴的なのが、半地下の駐車場が5階建ての自走式の駐車場になった。エネルギー棟も出来た。

◆高見則夫議員 それが成果。

◆角谷敏男議員 いや、これは元々我々が、高見さん、確認してないから問題なんですよ。他人事みたいに言ったらいけないですよ。

◆高見則夫議員 そんなん、今、言っていることが、

◆角谷敏男議員 いや、議長がそういうふうに確認しなかったから問題なんですよ。私は確認しなかって言ってきたんですから。だから、こういう齟齬が起きているんですよ。

◆中西照典座長 ちょっと1点。

◆角谷敏男議員 だからきちっと議長にしてほしいと言ったのはそういうことなんですよ。

◆中西照典座長 角谷さん、確認しない、議長が確認しないというのは、それはちょっとそれを確認してないと言われる、もうちょっと具体的に、これは、

◆角谷敏男議員 この場で、

◆中西照典座長 ちょっと待ってくださいよ。その確認しないというのは、1月の6日に皆さんに仕様書の案を出して、これでいいですかということで決めましたね。決めました。それでいいですというふうになりましたね。それで、私は、議会事務局に、協会事務局にこの仕様書に従って進めなさいということをしました。その中でお願いがありますと、そのお願いは、さっき言いました、ここの案を出されたかたと接触していただきたい、20億というものをさせていただきたいという中で、協会は要は問題点を、問題点を指摘するんじゃないに、私たちは私たちの中で一番いい案を出しますよというところで折り合いがつかなくなった。折り合いがね。それで、このままだと協会としては、これは受けられませんというところまでいきました。そこまでいきました。そこで、議論が進まなくなったので、私が1月の23日に、もうこれから議運があったり、それから臨時議会が予定してあるので、それならば私は代表者会でも、検討会でもとにかく協会が責任、協会の判断で山下さんに、その出されたかたと接触したりそういうことで、あくまで協会の判断でされるんですから協会の判断で我々が示したこの案を判断でしてくださいというふうに言いました。それで、それは2月の3日にこうこうこういうふうになりましたよというふうに報告しました。それは、一番問題は、そこで協会が受けられませんと言われたときには、第3者、公平な第3者があの時点ではどこにもなかったわけです。やはり住民投票条例を進めるためには、元々上田さんが作っていただいた案がやはり本当で実現可能なんだろうかということがあって、じゃ、第3者に出しましょうというところを出したわけです。

第3者は先ほど言ったような判断の中で、判断された中で成果品を作ってられました。それは、元々出ているものは、ここに書いてある、こういう、こうこうこういうことでこういうふうにしましたよというのはレポートの中にあります。ですから、私は、そういう判断でされたということは、私はそういう判断を協会がされたということに関しては、私は間違いがなかったと思っていますよ。

◆角谷敏男議員 ちょっと待って。議長が言ったことを確認したい。

◆下村佳弘副座長 議長は趣旨にのっとして、今の説明のとおり趣旨にのっとなったことをちゃんとしておられると私は思います。それはやっぱり法律云々の問題じゃないと思うんです。法律云々の問題じゃないと思っています。契約が無効だとか何とか、そういう問題じゃないに、これは本当に、契約者に問い合わせしてみれば皆さん分かると思うんですけども、その趣旨を考えれば、せつかく予算を組んで、短い期間で出していただいたものを無効にするっていうのは市民に対して説明ができないと思いますよ。だから、そういう法律的にどうのこうっていう議論じゃないんだということです。それから、元々20億円というものがどうだということで依頼していたものですけども、全協の中で教授が説明されたとおり、非常に、中身を見れば分かるんですけど、誠実に作られたものだというふうに私は思っています。それを対案の概要で示されていたものが、本当に実行できるかということを詳細に示されておられます。それで、できないものはできないと書けばいいんじゃないかということもありますけれども、それじゃ、比較表ができないということになるんですよ。やっぱり業務に示されたとおり、業務内容ありましたよね、さっき読まれた。委託者の意図及び目的を十分に理解した上で作成しておると、作成するということになっておりますよね。そういう意図を持って、この検討会が全会一致で

委託しているわけですから、これは当然の話でして、例えば、駐車場で言えば、上田さん、地下に潜ればいいじゃないかというふうなことも言われましたけども、これはやはり検証してみると、図面描けば分かるんですけども・・・

◆上田孝春議員 だけど。言ってください。

◆下村佳弘副座長 どうしたらそういうふうな市民に使いやすい市庁舎になるかという提案もしてあるわけですよ。そういった親切なものが、なんで契約違反ですか、それは提案ですが、提案することが契約違反になるんですか。そういうことはないと思いますし、だから私は議長にしても事務局にしても、きちんと趣旨にのっとったやり方をしておられると思います。

◆角谷敏男議員 議長がずっと説明されたんだけど、やっぱりこの案を先ほども言ったんだけど、建築家の提案者の人の意見も聞く機会を設けられるだろうという、それを否定した人はいなかったし、それは、全体の流れはそうかもしれないけど、やっぱりそこが大事な1つのポイントだったと思っているんですよ。そこが、そのやり取りだったと思うんですよ。結局、議長が向こうの協会とやって一部できんという話が。しかし、それが代表者会なりこういう検討会で返されなかった。そして、2月の2日の代表者会のときに、一応契約内容の報告ということであって、それで、質問が出て、そのヒアリングが、建築家のヒアリングがなされるようなことがちゃんと確約できているのかということの発言があって、それからさっき言ったような議長の説明だったことは確かですよ。私は、でも、そこが1つポイントだったから、きちっとしておくべきだったということと、それから事実の、最初に提起した、いわゆるこの2号案の概要と調査の依頼の項目ですが、上田議員が言った4つ、例えば、「150台を収容する半地下駐車場を設け」ということになっておるわけです。150台を収容する半地下駐車場を設けということで、これは向こうが変えたわけですよ、それはできないから変えたということになっているんだけど、しかし、150台を優先したということで変えたわけなんだけど、向こうの説明では。しかし、これは読めば当然、この150台で半地下ができない場合だったら、やっぱり協議に値するわけですよ。

それで、この文面が地下駐車場、半地下駐車場を作って、150台の駐車場を作ってくださいという表現であれば、またちょっと表現が違うから優先ということには受け取れんだろうけれども、そういうことがなされていないからこういう事態になっているわけで、そこをちゃんとまずここの検討会で、この案ならもう実現可能で設計したどうの、こうの、じゃなくて、我々が380数万円の委託料でやってもらったことが、そういうふういきちつとなっているかということ、確認をしておくべきだということなんです、議長が言っているのは。私は3点ほど言っているわけなんだけど冒頭に。以上です。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。じゃ、上田議員、順番ですね、はい。

◆上田孝春議員 さっき座長が言った中で、ある程度検討会でずっとしてきて、それで、県の設計事務所協会にヒアリングの問題、ヒアリングの問題を頼んだけれども、仮に向こうが聞き入れてくれなかったということまで我々聞いています。それは百歩譲って、百歩譲ってそれはやむを得なかったというふうに、それは認めるっていうか、理解はしますけど、何回も言うように、この工事契約の内容をなぜ示したの、工事契約の内容を示しているんでしょう。なんでも

いいから、新たなものを作ってくださいとかたちで提案したんですか。それだったら工事契約の内容、まったく違います。なんのためにこの工事概要、いやいや業務内容を示したんですか。いや、仕様書、いや、仕様書。それで、仕様書のこのペーパーも付けているでしょ、これが検討されているのか、検討されたのか。

◆中西照典座長 いいですか。

◆上田孝春議員 うん。

◆中西照典座長 だから、そこの当初上田さんが示されたA4のやつ、これを付けました、パーツも付けました。みな付けた中で、先ほど言われたようなこの報告書になっているんだと私は思いますよ。別に無視してない、やはりこないだも言っておられたように、玉井教授が、やはり我々が、我々の思いは伝えて、向こうは向こうの中で、向こうの協会がその契約の中でぎりぎりできることをして出してこられたもんだと思っています。私はそのように思っています。ですから、そこに契約書上の問題を私個人が思いませんが、上田さんがそう言われるので、さっき私が法的にどうかと言ったのは、思いを言っとったってね、これがもしも違反だと言って、例えば第3者が訴えたときに、受けるのは法律上の問題ですからって言って、僕はちょっと法律の問題を出したわけですけども、その辺の法律上、この成果品が、契約したことと、契約を結んだことにその違反したもの、あるいは間違っただけのものが返ってきたのかどうかというのは、これは法律の問題はちょっとさっき言ったように、正確に確認してもらわんといけんと思います。直接、ちょっとじゃあ、上杉議員。はい。

◆上杉栄一議員 今、議論は、この契約がそれこそ成立するかせんか、違反があるかどうかという、これは我々この議員の中で話をしても、素人集団ですから、さっき議長が言われるように、法制係の方で判断をしてもらおうということになるかというふうに思います。私は、これは成立するというふうに思っております。ただ、そういった場合で、今はっきり出ているのは、37億4,000万円、これは疑義があって立駐だ何だらかんだらという格好だろうけれども、具体的に今、この数字で、根拠のある数字で出ているのはこの37億4,000万円という数字が設計協会の方から数字を積み上げて出ている、これは根拠のある数字だというふうに思っております。

これを上田議員から言わせれば、こういった数字はそれこそまさかであらめな数字だとは言われんでしょうし、それなりの数字をしっかりと積み上げた形が結果としては37億になっているわけで、これ20億の積み上げはどうなんだという話しになった場合に、それは駄目だということになると、じゃあ、言ってみれば、さっきこちらの方から逆に、それは地下の駐車場でもいいですし、あるいはその2階、この新しい庁舎とそれから現庁舎とつなげて、いわゆる増築するんだということを言われたわね、増築を。その場合には、これは建築項目からすれば増築される部分、いわゆる母屋の部分というのも、要するに耐震基準に満たさないといけんわけだから、ただ単に免震装置だけではないわけで、壁から窓からそれなんかも全部しないといかん。おそらくこれはそういったことも踏まえて、じゃあ、こちらの方の改修は、何か空調と設備だけだけでも、それだけでは済まんわけでしょう。そんなことはその20億の中に入っているかどうか。結果としては出た数字を、それこそ積み上げた話じゃなくして、アバウトでなんぼという格好になっているけども、どんどんいろんな問題が出てくるわけです。そういったものはこ

の度の建築士協会はそれを積み上げて 37 億という数字になっているわけで、私はその契約が違反かどうかということは、それはそれとして、この 37 億という数字は積み上げた数字だからこれは根拠のある数字、市民に説明ができる数字だというふうに、私は思っております。20 億は残念ながら、これはできない。

◆中西照典座長　じゃあ、高見議員。

◆高見則夫議員　20 億の問題については、上田さん。これは当初対案を出してもらって、そうだなということで、皆で考えようということでお互いに考えて、これは議会に諮って、それでこういう現在委託に出したと、設計委託に出したという経過があるわけで、これは皆が共通理解しているわけですね、だから、20 億が今の問題として悪い良いの問題でなしに、20 億という対案について、ここで現位置でやるとするならばどういう問題があるかということが、これからやっぱり鳥取市の庁舎の問題、さらにはこれを使う多くの市民の皆さんがどういう形がいいのかということについては、今回の成果品の中に入っている。例えば、我々が最初にやったのは 150 台というのがありますよね。それから、通常免震と言いましょうか、そういう問題もあった、エレベーターの問題もあった、それから外部の 4 階建ての問題もあった。だから、そういうものを今回設計してもらう段階の中で、やはりこういう形を基準にした、私はこういう成果品だと思っていますからね、だから、その辺をこれは仕様書に違反だということは言えないと思いますよ。

◆中西照典座長　角谷議員。

◆角谷敏男議員　その契約違反かないかというちょっと議論に移っちゃったんだけど、その前に、僕はこれが頼んだものであって、違ったものになっとなるかどうかの話をきちっとしとかんといけんということを一貫して言っているわけですよ。それで、あえて言うんだったら、確か事務局の方は違ったものになっていますって、そんなに大きな声じゃなかったようにするんだけど、

◆中西照典座長　ちょっと待って、その分について、局長、そういうこと。

○中村英夫市議会事務局長　言った覚えはないです、はい。

◆角谷敏男議員　じゃあ、覚えてないことはいいんだけど、それはそれでいいんだけど、どっちにしたって、これを言ったか、言っとらんで、僕はそれでよしとするわけじゃなくて、この検討会の認識の問題として依頼したものができたかどうか、それが返っているかどうかだと思うんですよ、1 つは。

◆中西照典座長　上田議員。

◆上田孝春議員　上杉さんは、20 億はっていうけど、我々は 20 億でできんという確信をもったような言い方はちょっとあれだと思うよ。我々 20 億でできるという、やっぱりそれなりの根拠や考え方で出しているということ。それともう 1 つは、この前 1 日の日にヒアリングを受けましたね。受けたときに、玉井教授が何と言ったかと、20 億は検証してませんと言ったでしょう。20 億は検証してないと。何故我々がこの契約書を結んだ内容を、検証しなかったんですか。

◆中西照典座長　ちょっといいですか。20 億を検証しなさいとは書いてないんですよ。我々は言ったじゃないですか、皆さんで 1 月 6 日に 2 号議案の概要を決めました。その決めたのは、報

告書のこの目的にきちっと書いてある、これをしてくださいということで、20億についてしなさいて1つも書いてないですし、これは皆さんが1月6日に、これと問題点がいろいろあると指摘とか、それはきちっと皆さんで検討会で確認をして、それを採った上で進んでいるわけですよ。だから、ここに20億を検証、20億をととは書いてないわけですよ。

ただ、言えたのは上田さんが持っておられるあの仕様書の中で、動かしてもらったらいけんという部分を、こう言い、向こうもそれにして数字を積み上げられたんですよ。ですから、20億だけをせえということは1つも書いてないんですが、1つも違反しているとは私は思っていないよ。はい。

◆上田孝春議員 この契約書を見てください。契約書を見てね、契約書の中にきちっと書いてあるでしょうがなあ。この概算額の検討及び調査内容をきちっとうたってあるでしょうがなあ、書いてあるでしょう、これをするを契約書に。

◆高見則夫議員 契約書にうたっていないと、認めんことになっておるだか。

◆上田孝春議員 いや、ちょっと待って。そのために半びらの工事概要も付けているでしょうが、そのために。何故その付けた概要を検討されんですか、何のために付けとるんですか、そういった契約をやっとるでしょうがなあ。

◆中西照典座長 契約ははっきり言って、あくまでも目的を中心に考えて、それからそのことについては、さっき、このあれにも書いてありましたけども、ちょっと待ってくださいよ、対案の問題、問題点を探していく、とにかく実現するための計画をするんだということですから、そういうものを含めてこういうふうを実現するにはどうだというのをしておられると思いますよ。それに全く入れてないから違反というのではなく、そういうのを見ながら、これ、されているんだと私は思っております、はい。

◆上田孝春議員 いろいろあれですけど、とりあえずこの契約書が、契約書にそったものが成果品としてあがってきているかどんなかという、それをまず最初に確認してください。それでないと前に進みませんわ。

◆中西照典座長 だから、それは、法的にどうかということですね、法律上。

(「運用だがな」と呼ぶ者あり)

◆中西照典座長 どなたですか、今、言われたのは。ここでしているわけですから、外部のかたは、それは言われたいことは皆さんいらっしゃるわけですから、そういうことを言わないでください。それで、私はね、上田さん、問題は、これが契約違反かどうかということが一番大きいんだと思います、法律上ですね。ですから、これについては、私は法律上どうなるか。じゃ、中村局長。

○中村英夫市議会事務局長 はい。関係課と協議と言いますか、確認して、次回までにまた御報告させていただきます。

◆中西照典座長 それで、いいですか。

○中村英夫市議会事務局長 はい。

◆中西照典座長 またというわけでは、ちょっとなかなか、上田さんそれはいきませんな。

◆上田孝春議員 それだったら、もう今日は、会議は終わりましょう。

- ◆中西照典座長 うん。
- ◆上田孝春議員 いやいや。これは、一番大事なところだから、これをきちっと検証せん範囲で進めるだけ。
- ◆中西照典座長 いや。それで進めないというのと、上田さんは20億でという話を今、されましたが。
- ◆上田孝春議員 今は、この工事契約と、契約と内容をきちんと我々が7回、8回の検討会で議論をして、業務委託をしようというかたちで、そういうふうに言ったが。それで、契約内容をきちんと書いて、それと約款も付けてきちっと委託者と受託者がそれに基づいて契約をしているわけです。それが実行されているかということです。それですよ、問題は。
- ◆中西照典座長 今、上田さん、じゃ、田村さんあります。じゃ、ちょっと角谷さん。
- ◆角谷敏男議員 契約違反のことは次の法律上の問題で議論をやるか、やらんかの前に、今、上田議員もはっきり言っておられたから、この契約として出した内容がそのとおりに検証されてきたか、概算されてきたかどうかなんです。それにそっているかどうかという話なんです、そこなんです、僕がそういう認識になるかどうかという辺で、ここの検討会で。当局に聞いて、法律論がどうのこうのという解釈を、私はあえて今の段階でどうのこうのじゃないですよ、依頼した調査内容になっているかどうかということを一貫して言っているわけです、それをいくつか述べてきているわけですけど、その認識をまずきちんとしておかんといけんですがね、そのことを言っているわけです。
- ◆中西照典座長 ちょっと、じゃ、高見議員。はい。まず、角谷議員が言われたこと。はい。
- ◆高見則夫議員 反論でも何でもありません、これは、私の思いです。とにかく契約というのは、今のように詳しい契約を持っておられ、私、手元は資料しかないからあれです。仕様書の中でいきますと、いわゆる第2号案件の中には4つ論点と言うのか、調査事項が書いてあるわけ、その調査事項に基づいてやってもらっておるわけですから、例えば、20億の思い、20億と言いましょう、分かりやすく言えば、20億の思いが、我々の思いが皆20億で最初は代案にしたわけですから、その思いが入っておらんから、これは契約違反だということについてはどうかなというふうに思います。その辺が分からん、我々も今、そういう正確に思いは、思いと言うんか、あんたに意見が伝わらんからそのような表現でものを言わせてもらいます。はい。
- ◆中西照典座長 じゃ、上杉議員。
- ◆上杉栄一議員 冒頭も申し上げたんですけども、私は、これはそれこそ契約違反でも何でもないというふうに思っております。要するに、出てきた骨に肉付けをしてあがったのは、このたびの成果品だというふうに思っております。その庁舎の立駐の問題についても、どちらかと言えば要するに半地下駐を優先にしたのか、あるいは、台数を優先にしたのかというそれだけの違いであって、台数、やはりあくまでも、これは台数を優先にすれば今の建物ではああいう形しかないということですので、これが違反かどうかということは別として、やはり出した、我々が提案した分に忠実にいろいろと検討する中で出てきた成果品だというふうに考えております。
- ◆中西照典座長 ちょっと一言、田村議員、はい。

- ◆**田村繁巳議員** 私も、これはきっちり目的にそって出ている成果品だと思っています。当初、やはりこの検討会なり、代表者会では20億で本当でできるのかどうなのか、可能なのかどうなのか、どこにできないのであれば問題があるのか、そういうことが素人集団でありますので分からないと。それで、また、公平公正な立場で調査していただくことがいいと、そういう大きな元々の考えがあるわけですから、それにそった結果、調査報告書が出ていると思いますので、これはもう当然ながら成果品として認められると思います。
- ◆**中西照典座長** はい。それは、ちょうど角谷さんに言われた件についてですか、はい、どうぞ。角谷さんは、とにかく我々が出したのが向こうにきちっと伝わっているかということでしたよね。
- ◆**角谷敏男議員** そういう意味じゃない。そういう今回報告書になっているかどうか確かめたんです。
- ◆**中西照典座長** 伝わって、報告書に、そうそう、そうです。だから、そこです。はい。
- ◆**上田孝春議員** それで、さっき上杉議員も言ったけど、契約書の問題に書いてあります。それで、ある上で、乙の方がこっちはだめだということであれば、ちゃんと委託者にこれではできませんよと協議せなだめです、協議をして、変更契約しなきゃだめです。
- ◆**中西照典座長** だから、そのことは法的な問題なんで、それはきちっとそういうことをしてなかったらどうなるかというのは法制係でということですから、それはここで言い合いをしても、それぞれの思いになりますので。はい、じゃ、副議長。
- ◆**下村佳弘副座長** はい。やはりこの検討会で、本当にできるものを提案するのがその議会としての、検討会としての責任だと思うんです。それで、その中で根拠も含めて、市民に説明できるのはこの成果品しかないとは私は思っております。そういう意味で、きちんとその工事内容を再現すること、実現することを目的として概算に示されていることはきちんと反映されているということを考えると、非常に積算の趣旨に合っている、この契約の趣旨に合っているというふうに考えますので、当然その角谷さんの言われるような問題はないというふうに思いますよ。
- ◆**中西照典座長** 角谷さんは、それで、どう考えられているんですか。提案はされましたけど、その本人はどういうふうに。
- ◆**角谷敏男議員** いやいや。前回も言いましたが、そういう委託した内容にはなってないだろうという評価ですよ。
- ◆**中西照典座長** 例えば、どういう点で。
- ◆**角谷敏男議員** さっきから言っているじゃないですか、半地下の駐車場の問題だとか、エネルギー棟の問題だとか。私は、あくまでも、それはいろいろ思いという言葉もありましたが、私は個人の立場でも、ここの検討会の一員でもいろんな思いはあったんだけど、この案の検証については了解をして、それで、今日に至っているわけです。ただ、しかし、こういう違ったものの検証の結果として出てくるなんていうのは、まったく我々が相談した内容とは違うと私は思っているんですよ。
- ◆**中西照典座長** はい、分かりました。これは、この結果が、我々が契約した内容と違ってきているか、これは、もう法律ですね。つまりこれが法律違反かどうかとしか、もう進めないと思

うんです。ここで、思いを言っていたってあれですんで、じゃ、これは早急に、法制係の方でこの問題が、いわゆる我々が交わした契約と返ってきた内容が違反なのかどうなのか、その点を検討していただくように、早急にですね。

◆角谷敏男議員 僕は違反の検討をしてほしいとは言っていないよ、私は。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

◆角谷敏男議員 ちょっと待ってください。違反の検討をしてほしい。

◆上田孝春議員 とは言っていないということです。

◆角谷敏男議員 だけど、結局。だけどというのは、座長の受け止めですよ、僕は言っていないです。だから、この、だって4項目。

◆中西照典座長 ちょっと、はい。

◆角谷敏男議員 だって、4項目じゃないですか、この依頼した調査、積算は。それで、そうじゃないものを計算して違った建造物が出来たりして、積算がされて37億4,000万円になっているわけですけど、僕は、金額はいいんですけど、構造物そのものが違ってきているんじゃないですかと、それは依頼したものと全く違うじゃないですかと、それを皆さんはいろんなことを言われて、皆さんっていうのはほとんどの人がそうなんだけども、そういうふうに評価する前に、事実の問題としてどうかと私聞いているんですよ。

◆中西照典座長 そのことについては、皆さん言われます。それは問題ないっていうふうに言われましたよ、こちらはね、こちらは、うん。だから、そこが違うんです。ですから、これはやはり上田さんが当初言われたように、私は返ってきたことについて、それに契約違反があったかどうかという法律上の問題にならざるを得ないと、これ。だって、これでいいというかたど、おかしいってかたがあるんですから、ただ、返ってきたのを法律上きちっと満たしておるのか、あるいは、違反したのかっていうのは、これはここでは判断できないんで、法制係の方に頼みましょうというこの判断はいいですね。

(「ええ」と呼ぶ者あり)

◆上田孝春議員 契約内容がどうかっていうことを。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 違ったものが出ておるということは、それぞれ思いと言ったらいけんかな、あったかもしれない、どの部分がよく分からんけども、でも大きな点は、一番最初に言ったように、駐車場の問題や免震の問題や新築問題っていうことになると、そういうものを満たそうと思ったら、協会の方は我々が委託した協会の方は、いわゆる、自分たちとしても本当にそれでいいのかという責任の範囲内で、今回成果品を出してもらっておりますよ。だから、責任の範囲内っていうことは、私はその成果の内容は重く受け止めなきゃいけない、こういうふうに思っていますよ。この辺だけはお互いに共通理解をした方がいいと思います。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 入口でそれこそ、入口から中に入れんわけで、この間も確認したんだけど、これは議論も、もちろん議論は交わさないといけん。けども、住民投票はやろうということで、もうこれは日にちが迫っております。もう徹底的に議論はすればいいんだけど、さっき

の成果品が、成果品として認めるか認めんかっていうような話、それは、議論の分かれるところだけれども、いずれにしても積上げた数字は出ておるわけですから、これを採用するか、採用しないかというのは、それはここの委員会の中で議論すればいい話だと私は思っております。ですから、具体的に言えば、じゃ、この間、たたき台として出た数字が、成果品の数字を上げて、これはだめだということで落とした分を今出ておるわね。だから、そちらの今の議論は議論として、私はもう具体的にこの間も話したように、1つずつ検証していくべきだというふうに私は思います。

◆**中西照典座長** 私も、今の違反かどうかというのは、これは粛々と進めてもらえばいいんだけど、1つのこれから住民投票の案を作り上げていく中の作業というのは、先ほど言われたように考え方がたくさんあります。それはそれぞれの支持する案に大きく左右することですから、それはそれぞれの思いがあるわけですが。しかしながら、住民投票の素案というのはできています。駅南にするか、ここの本庁舎の耐震、あるいは、一部増築にするかという案はできています。ただ、それを市民にお示しするのに、それじゃ、あまりにも大雑把すぎるでしょうということで、これから関連情報をして、例えば、こちらだとだいたいこういうふうになりますよということを、市民の方にお示しして判断の材料にさせていただこうというところがありますので、私は先ほどの成果品が違反かどうかという問題と、それとは別に、じゃ、ここをどうするかということ。それは、大きく金額にも関わりますし、工法にも関わりますが、そのことをやはり1つひとつ、じゃ、どれがいいんだろうかということをしていただきたいと思うわけですが、その点についてはどうですか。これは、やはりこの住民投票を進めたいという上ですけども。ちょっと今の意見ですか、私が言った意見ですよ、これから進めましょうという意見ですよ。はい、じゃ、どうぞ。

◆**太田 縁議員** はい。

◆**中西照典座長** ちょっと待ってください。はい。

◆**太田 縁議員** はい。先ほどからのお話なんですけれども、元々この山本浩三さんというかたが設計されたかたの意図とデザインがあります。そのデザインが変更されている。それで、これは概要の見積りだったと思うんです。デザインに対しての概要の見積り、新しく新庁舎の方もあくまでも概算、概算見積、概算の見積りだと思います。先ほどから現実が可能かという言葉がたくさん出ていますけれども、先日、玉井先生に確認したところ、今の工法を、工法を選ばれた根拠は、あくまでも耐震診断結果だとおっしゃいました。だから、耐震診断結果は一次診断結果ですから、二次診断でもなく三次診断でもなく、免震で常時微動測定をしているわけでもないの、ここが本当に実現可能な根拠になるかというのは、そこは本当に実現可能かというところと分らないと思います。ですから、この度お願いしたのは、あくまでも概算の見積りですから、概算というのであれば、設計者が設計された意図、すなわち同じ工法で概算見積をしなければ、やはり違ったものになると思います。

ですから、出てきている4階建ての駐車場云々とかいうものではなくて、あくまでも山本浩三先生が出された中間免震、その後、その後からです。やはり本当に実現可能かというのは、科学的根拠がなければ実現可能かどうかというのは、この調査では今回の見積りでは分から

ないものになるので、違った数字が上がってきて当然だと思います。いかがでしょうか。

◆**中西照典座長** それは、意見として伺っておきます。いや、問題は先ほど言いましたように、この住民投票条例案を進める、進めていくわけで、進めて成立させるのに、やはり市民の方にお示しするこの特に第2号案、本庁舎の耐震改修及び一部増築ということについての、金額はあれですけど、一応この協会から上がってきてそれは共通的にだいたいこんなもんだなと分かりまして、上田さんが言っておられることは、共通的にこういうもんだろうと皆がまだ、よく分かっておらんので、具体的にどういうものかというの、例えば、これに駐車場の問題にしても、4階の問題にしても、こういう問題がありますよと、今日レポートで上がってきました。だから、それを、じゃ、そうじゃない、やっぱりこういうふうにできるんだよという話の中で進めていけたらなと私は思いますけど、どうですか。

◆**上田孝春議員** 誤解せんように聞いてもらっておきたいと思うんです。我々も住民投票をするということは合意してきておるんですよ、合意してここまできておるんですよ。誤解せんように聞いてもらわないといけんし、これを、対案を出すことによって、我々がいかにも住民投票を延ばしておったり、それを、住民投票をすることにどうのこうの言っておるように、誤解されておるかも分かりませんが、全くそんなことはないっていうこと申し上げておきます。それは最初からやっておることだから。

◆**中西照典座長** いや、ちょっとすいません。そんなことを1つも言っていないよ、私は。

◆**上田孝春議員** いやいや。言っていないけれども、そういったことがあるんですよ。この対案を出したことによって、我々がこうして検討会で議論することを、あたかもそのように捉えておる者がおるんですから、捉えておる者がおるんですよ。ですから、そのことは最初に言っておるんですよ。だから、あの住民投票を否決した後から、やはりこの庁舎問題は、やはり市民に判断を仰ごうというかたちでここまで来ておるんですから、その思いで私は今日まで来ていますよ。そのことを、それで、やはりこれを、対案をきちっと議論していく上で、この今回出たこの問題が一番大きな問題なんですよ。そこを整理しないと前に進めないんですよ。そのことを言っているんですよ。

◆**中西照典座長** そこを、じゃ、副議長、はい。

◆**下村佳弘副座長** まず、成果品として、認めるか認めないかっていうのを言われたんだけど、成果品として認めるか認めないかという問題と、契約が有効か、無効かってのというのは別の話だと僕は思うんですよ。そうせんと、有効だから認めるけど、無効なら認めないというような話になりかねんので、それじゃ、やっぱり前に進まないですよ、もう、間に合わないし。だから、そのことをきちんと、皆さんが認識しないといけんというふうに思います。それからもう1つ言っておきますと、山本さん、何にも今のところは責任ありませんよね。それで、その方がおっしゃったから、対案でできるというのは大間違いだと思いますよ。

◆**中西照典座長** では、高見議員。

◆**高見則夫議員** 住民投票については、お互いで、何回も言いますが、お互いの合意の下で、そこまでいっておるわけ。それで、対案についても、上田さん言ったように、上田さんの対案がいけんとか、いいとかの問題じゃなしに、皆が共通理解して対案を示していこうでないかと、

2号案にしようじゃないかというところまできてるわけ。もうこれは1つも間違いないと思いますよ。しかしながら、内容が私の思いになっていないからおかしいじゃないかということは、我々の、お互いの5人の会派のことですから、言ってないですな。言ってないですな。はい、確認しておきます。はい。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 高見さんのことは、上田さん言われたんだけど、あくまでも、経過言えば、そりゃ私らが出した案は違ったんですけどね、今の案で検討してきているわけです。だから、それは議会の案として検討しているから、私は上杉さん、失礼。上田さんの案だとか、「結」の案だとかあんまり言いたくないんですよ、マスコミが書くのはあれなんですけど。経過は確かにそうなんだけどね、一応そういうことで議論してきているわけですからね。それで、さっき言ったように、議会の案として検討に出そうということなんです。それで、1つ、議長にちょっと、さっきこのレポートにある問題について、こういうふうにしたらできるのであれば、そういうことを発言してくれってちょっとおっしゃいましたね。いやいや、進まないようだから、こういうふうな、そうは言われなかったんだけど。これからの議論のあり方として。

◆中西照典座長 ちょっと、議論はその関連表を作る上で、関連表を作る上で話をしていけないといけません。ただ、それは、今、唯一皆さんに共通として、資料としてきているのは、この間のレポートですから。でも、どこかに拠り所を持ちながら話をしないといけないんで、そういう意味でお話してくださいということですよ。

◆角谷敏男議員 まだ、受け止めというレベルじゃなくて、事実の問題に対しての評価が全然違っているんですよ。それは違っているということで、今の状況を私はそう受け止めて、その議論に入るんだったら、これね、例えば、当初やっぱり市民には20億円と、それから今度は37億円なんぼですわ。それで、私は、この検証の経過の中で、市の職員にさせたらどうか。公正公平だと言って、先ほど田村さん言われたんだけど、公正公平じゃないとは言わんのだけれども、専門家じゃない我々が、これをどっちがどういうふうに説明するかということに関わってくるわけですから、実際問題。どういうふうに議長が、この埋めてあるところを、埋めてあるところは数字なんですよ、埋めてないところは、結局。それで、数字の問題を議論するとなると、我々がほんとうに出来るのかなと。さっきの法律論のあれで、専門家じゃないからという話が出ましたが。私はそういう、ものすごい強い疑問を持っているんですよ。

◆中西照典座長 それは一緒です。だから、特にまた金額の問題については、これは、ここの少なくとも皆はできないと思います。ただ、私が言いたいのは、例えば概要はどうなの、どういふのだろうかという話とか、それから床面積の話にしてもどうなんだろうかという、それは、今までしてきた中で、やはりこの検討会の中では、やはりこういうのがいいんじゃないか。それはもしかしたら、もしかしたらですよ、まったく一致するということとはできないかもしれません。市民のかたに示すのにアバウトは避けてほしいわけですけど、やはりそこには思いがありますんで、思いの中でやっぱり数字にしようとする1本にはなかなかありませんので、その辺は皆さんで相談、議論していただく中で、それぞれの思いはあるわけですから、やはりここからこの範囲とか、そういうことになるかもしれません。

だけでも議論してみないと分かりませんので。ですから、概要の辺から皆さんで、一応皆さんで議論していただきたいと。そうしないとやはり条例案を成立させるためには、これも少なくともこの定例会の中でやっていきたいというのの思いは皆さん一緒だと思いますんで、少しずつでも、お互いの意見の違いはあるにしてもそれを出し合って、やはりこの辺で、何とか皆で市民の方にお示しをしようよという案を作っていただきたいというのが、私の思いであります。それで、上田さんが先ほど、なかなか1つ片付かないと、ちょっと進めないんだと言われましたけれども、それは粛々としていただきますんで、一応この概要から含めて読んでいますので、それについてのそれぞれのどうだということを、意見を言っていただく方向でいきたいと思えますけれども、いけませんか。じゃ、ちょっと。はい。

◆上田孝春議員 この問題、やっぱり整理していかないとね、やっぱりスムーズにこれから先いかんと思えます、それは。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 個々に検討しなきゃいけないと思えますよ、いずれはね、いずれはって早い機会に。それは当然精査を受けて、成果品を、内容を受けて、A対Bをやっぱり早くやって、市民の皆さんがたに示していくということが我々の使命だと思っています。ついては、現庁舎を今使い続けるという大きな大義名分があるわけなんですね。ということになると、この現庁舎そのものは、本当に今までのように、ただ免震をして、それがすぐ使えると。実現可能だというふうなことであればいいのかというところに、ちょっと私疑問を持っています。というのは、この庁舎をいろいろことによって、現状の法律、例えば建築基準法とか、そういうものが適用されないのかどうか。今度は別の今度は観点で、今度は経費もかさんでくるということになる。だから、そういうことも含めて検討しなきゃいけないというふうに、そういう制限関係。こういうものも1つ考えております。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 こんな問題はね、今まで議論してきたことであります。議論してきて、現本庁舎の耐震改修と一部改修。その中では設備、それで空調と、そういったもので行くというかたちで、対案の根拠を考えたじゃないですか、それで議論にいったんじゃないか。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 上田議員が、出たその内容に、出てきた成果品に対して20億が37億4,000万円になったということの抵抗なのか、あるいは工法が違うという抵抗なのか、ちょっと分かりませんが、いずれにしても積み上げた数字がでたわけで、これは上田さん、議会の出している案からすれば20億、20億が可能かどうかということは、これはもちろん精査する中で、精査する中で、37億4,000万円という数字が出てきたわけなんです、これは。これは事実だと思っています。議長が、座長が言われるように、今後の問題については、数字をかつちりとしてこそ党派、この検討会で一致して何億だか、何十億っていう数字は多分出ないと思います。出ないというふうに思います。ですから、今20億の案と37億の案とどこまで折り合えるか、最終的にはそのことじゃないかなと思っています。だから、今この対案というか、成果品が、これは有効とか、無効の話ではなくして、これは積み上げた数字だから、数字としてはしっか

りと現前とした事実であるわけだし、これは市民に説明できる数字。だから、そのあたりで、1つずつ具体的な、それこそ精査をしていく。それで最終的には、どこで、どのあたりで数字が出るかということで、そうして検討していくべきじゃないかなというふうに私は思います。

◆中西照典座長 ちょっと角谷さん、はい。

◆角谷敏男議員 上杉さんね、上杉さんの意見なんだけど、さっき私が言ったのは、まさに、我々でやっているんだけど、その比較関連情報表か、それを市民に説明しないといけないわけ、責任持って。責任持ってと言うと、それなりの根拠がないといけないわけ。それで、20億と30億のどっかで折り合わないといけないって言っているけども、太田議員の今発言もあったんだけど、専門家は専門家のやっぱり流儀や考え方があるわけだ。今回玉井先生もそういう流儀を取られたわけだ、認めたくはないけども。そっていないということはね。山本先生は山本先生だと思うんだよ、それはそれで。それで、私が一番言いたいのは、以前からも言っているけど、私は市の技術者をここが議会が抱えないでこの積算に入れないと思っているんですよ、実際問題。それは妥協の産物だったかもしれん。日本設計に頼んだらどうかっていう話があった。でも、それに賛成しない会派もあったから今日まで来ているんだけどね。できないですよ、絶対に。市民からまた我々は批判を受けます。それが1つと、それともう1つ、高見さんの発言、私は高見さんの危惧っていうか、発言は当然だと思っているんですよ。この庁舎にどういう機能を持たせるかっていうのは、向こうと比べりゃはるかにこっちは議論できていないんですから。なぜかっていうと、市民に市民サービス向上の上でどういう機能持たせましょうかという問いが1回もやってないんだから。私はその74億円と、こういう機能持たせます、何度も本会議で聞きました。こっちはどんな機能を持たせるかっていうのは全く議論していないんですよ。それを比較関連表すること自体、私は公正公平に欠けると思っているんですよ。それは時間がないから、やっぱりそれは住民投票が終わってからっていう声があるから、私は、それは住民投票が終わって、こっちの案が選ばれればね、おおいにやればいいって思っているんですよ。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 角谷議員が言われた、こちらの方の中身をという議論がなかったっていう理由ではなくして、元々ここから出た20億というのは、必要最小限、もうそれだけでいこうということだったと。だから、中身を議論していればさっきバリアフリーの問題やトイレの問題、いろんな問題が出てくる。でも、それをあえてこの度のその必要最小限ということで、それで20億でできるということで出したわけなんです。出したんだけど、結果としては出てきた成果品はエネルギー棟の問題だったり、いろんな問題があって37億になっているわけ。だから、私は決して37億を30億だったらOKかという話じゃないわけですね。だから、協会の方も例えば、後でこないだ全協のときにまた来て説明はいただけますかということだったら、来させてもらってという話をしているわけだから、必要であれば呼んで、これをどこまで削れるか、あるいはこれはどうだということはそれは検討できるというふうに私は思っております。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 上杉議員ね、ここも議論してないけど、議会全体が本会議の議論今回聞いていても、やっぱりこの問題点は盛んに議員が聞かれたから、聞かれただけで終わっているわけ

だ。そのことを一番言いたかったんです、いいです、いいです。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 先ほどの問題でちょっと関連しておきますけど、なんで既存の建物のことを言ったかと言いますと、既存の建物が、例えばこれを生かすということになると、いわゆる旧法で建てた建物が今度新法になると、適用されるとかなりもっと経費がかさんでくるぞということが言えるということを言っているわけですから、どうのこうの、20億のどうのこうの、問題ない。

◆中西照典座長 私は先ほど、また元に返るんですけど、やはり住民投票条例成立を進めたいという中で、それは何回も言いますが、素案はできています、試案というものは。その試案を示す中で第2号案の中はこういうものですよというのが市民の方にお示ししたいということで、今ここあります。それはそれぞれの思いが違うわけで、かなりの隔たりがあるわけです。それで、これはやはり話し合いの中でしていけないといけん。ただ、素人がするわけですから、その話し合い、例えばある程度の妥協はしても、へんてこな建物になるようなことになる可能性は多いです。それはこれを削るだ、これをつけるだということで、いや、それは建築とか、そういうの、皆さんが私も含めてないんで。ただ、少なくとも、この関連情報を出す中で、こういうことはしよう、あるいはこういう建物にしよう。位置や面積は、じゃあ、第2庁舎はこないだはこう聞いたけども、上田さんがこれはどうなんだろう、実際どうなるんだろうということは、だいぶ今回の成果品の中でそれぞれ知識があった、これはどうなんだ、話はできると思うんですよ。だから、それを僕は進めましょうということです。だから、今までは分からなかった中でいろいろ情報が入ってきたんで、じゃあ、こういうのにしましょうよとかいうのは話し合いできると思うんです。その点、どうですか、上田さんは。

◆上田孝春議員 だから、何回も言っているように、今回の問題はそこの議論に入るまでに、この契約のあり方、契約の業務内容と成果品とが違うわけです。その辺が果たしてどうかという問題ですわ。そこの問題を1回整理をしないと前に進められんということです。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 では、上田さんに逆に聞くけども、これ、成果品として認めない。認めないということになった場合に、この先どういうふうに進もうと思われる。

◆上田孝春議員 成果品と認めなかった場合、私が言っているでしょう。これは対案ではないと。対案って言って先般出ていたからね、こんな対案ではないと、たたき台。それで、私は参考の参考と言っております。参考の参考。その程度のものです。

◆中西照典座長 どうぞ、上杉議員。

◆上杉栄一議員 ということは、参考の参考でもそれはそれで結構だとして、じゃあ、具体的にその参考の参考として、今後のこの対案をどういうふう to それこそ進めていかれるわけ。例えば、その20億っていうもので、とにかく突っ走らないといけんという思いがあるわけですか。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 対案第2案出しているわけですから、それに基づいて実現できるかできんか分からんって言ったでしょう。できるかできんか分からんという考え方の中でこれ出したでしょ

う。私はできるという、それは確信を持っていますから、私は私なりに。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 それは上田議員が確信を持っておられるということでの話だろうけれども、そこを確認するために業者に委託したわけでして、その結果が37億4,000万だということになっているわけで、だからまた改めて、じゃあ、その20億を精査しようということになれば、改めてまた第三者にこれをそれこそ委託しないといけないような状況になる。これを受けるものもまずおらんし、それからもう1点は、もう日程、日にちがない。これはまさかその住民投票を止めようという気持ちを、さっきも言われたようにないでしょうけれども、これ、今やらないと結果としては合併特例債が全く使えない。根本からこのそういう市庁舎の問題からすれば、合併特例債が使えないということになれば、一般財源から全部しないといかん。そういうことになればこれは議会の責任になるわけですから、それは絶対避けないといけんし、そのあたりのそれこそ認識は私と一緒にだと思いますけど、どうですか。

◆上田孝春議員 合併特例債云々と言いますけど、議論を尽くして住民投票をするということはそれは一緒です。

◆中西照典座長 しつこいようですけど、上田さんは資料の資料としてだったらいいって言われましたね。だから、その参考の程度を基にして、こう話ができますかということです、私が言っているのは。

◆上田孝春議員 だから、そんなの前に契約通りのものが出てないということを一応整理してかからないとだめですよ。

◆上杉栄一議員 じゃあ、座長としては、先ほどのように早くこの関連情報の方に移りたかったわけですが、上田議員の方から、先ほどのように、いわゆる法律上の成果品であるのか、違法であるかということですね。これは市の法制係関係の方で早急に結論を出してもらう。本当に早急に出してもらわないといけない。それを待ちますか、その辺ちょっと皆さんに確認。はい。じゃあ、はい。

◆角谷敏男議員 僕ね、それはおそらく顧問弁護士だと思うんですよ、市は。でも顧問弁護士さんは顧問弁護士さんの、僕は考え方じゃないかなあと思ったりするんですよ。原告・被告がよくありますように、いろんな考え方があるから、それもある意味では参考程度に聞くことなのかなと思って。どうなんですかね、議長は。

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 私はそういう、弁護士まで出してする必要性はないと思う。これはもう我々が議会の総意によって出してきた成果であるわけですから、我々がそれを判断することであって、この中身をいちいち違反であるとか、ないとか、自分の思いになっておらんとかね、そういうことは、それは議論の中じゃないですか。

◆上田孝春議員 そんな自分の思いに、

◆高見則夫議員 あんたに言ってもらわんでもいい、ちゃんと座長に向って言っているんだからいいじゃないか。なんだってわしに。言わんでもいい。そういう問題については、もうちょっ

とお互いに、出た成果についてはどうしようこうしようと中身に触れていけばいいけど、全体がそういう思いになっておらんということについては、それをさらにそういう法律の見解を正すというようなことについては、私は協会の方は責任持った設計をしてもらっておると思いますから、それは信じなきゃいけないと思いますよ。それが我々の役目だと思う。

◆中西照典座長 上田議員さん。

◆上田孝春議員 高見さん、議論の中で自分の思いに合っとらんだっていうふうな、そういったものの言い方はやめなんせ。そういう受け止め方したら駄目だということを言っているんです。それで、高見さんは高見さんなりでそれは正当だと言うけど、正当になってないんですから。

◆高見則夫議員 いや、私はそう思う。

◆上田孝春議員 だから、それで、それなりの手続で判断してもらうことですから、それはそれでいいじゃないですか。

◆中西照典座長 高見さん、とっても、ちょっと。それと、角谷さん、市の顧問弁護士が云々という、そういうことはやめましょうよ。一応市にお願いして、それが出てくれば、それを認めましょう。これが違反であったかどうかという判断は法制係がするわけですから、それは、いいですね、法制係から出てくるものについての判断について、ちょっとそのことをお聞きしたい。はい。

◆上田孝春議員 要はその判断ですよ、我々の思いもありますからね。だからとことんやるだったらやりましょう。いや、私は私なりに私の弁護士でも相談しますよ、うん、それは。

◆中西照典座長 それで、先ほど言いました、この問題を解決しないと次に進めないということはやはり止めていただきたいと。それは上田さんにお聞きますけど、少なくともこの関連情報表の方については、進められるんじゃないですか、私はそう思っていますよ。はい。

◆上田孝春議員 これを進める上で、皆が頭の中で、頭の中にあるのが、やっぱりこの成果表の数字が頭にあるんですよ、それで言っておるんですよ。それと、もう同じことをくどくど言いませんけど、やはりいろんな契約約款の問題もあります。そうしたところで委託者の方にミスがあるのか、受託者の方にミスがあるのか知りません、上がってきた問題について契約のあり方に、内容によって。それで、上がってきた中で、どこに問題があったかという、出てくると思います、これは。契約内容で、契約にそってものが上がってきてなかった、それは委託者の方に責任があるのか、受託者の方に責任があるのか分かりませんよ、それはそれなりの責任を取ってもらいたいと思いますよ。

それで、もう1つ、これの契約の契約金の支払い、受け取ってから10日以内ということになっています、今日が10日目。だから、私はこの成果表は受け取れないという判断をしております。そのことも言っておきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 それは、上田さんの意見であります。だからそれがどのように、責任があるのかないのかも含めて法制係にしてもらいます。ただ、言いたいのは、そのことと、このたたき台じゃなしに、関連情報を作って、市民の方に早く条例案をお示しするのは分けて考えないといけないと思います。上田さん、くしくも資料の資料、あるいは参考の参考と言われても、1つの報告があるわけです。だから、そのことも含めてここで皆さんと話し合いをしないとい

けないんじゃないですか。

◆上田孝春議員 もちろんそうです。

◆中西照典座長 だから、あくまで関連情報を、これをやっぱり作っていかないといけない。それを作るというふうな議論をしていかないといけないでしょう。それはいいでしょう。

◆上田孝春議員 いやいや、だからそれをするにはやっぱりさっきの契約の問題をはっきりさせて、出されてから。

◆中西照典座長 だから、契約は、これはしますけども。

◆上田孝春議員 規定のもんじゃない。

◆中西照典座長 いや、やはりそれは進めていく上で、上田さんは今さっき言われたでしょ、とことんやりましようって言われたでしょ。けども、時間的にある中でそこ話してしないと、もうできないじゃないですか、時間的に。どうですか、その辺。

◆上田孝春議員 とことんやらないといけんということは、やっぱりこの内容について、私は私なりの思いがあるからね。それを一方的に、これは正当だつていうようなかたちで言われるのであれば、私は私の判断で、やっぱりこれが正当であるかどんなかということを、私は私で正したいと、そこですよ。

◆中西照典座長 だから、それは進めていくわけですけども、関連情報というものを作っていつて、早く住民投票条例案を皆で作りたいという、この私の意見に対してはどうですか。

◆上田孝春議員 だから、この問題は、住民投票するためにはしないといけんということ、議論しないといけんということは言ってますがなあ。だから、これから先、何回でも、毎日でも議論すればいいんですよ。その条例案の案を作るということ、そこに行くまでにさっきの問題を整理してかかって、整理がついた後、とことんやればいいですよ、そのことですよ。

◆中西照典座長 この点、皆さん、どうですか。上杉議員。

◆上杉栄一議員 中に入れんわけで、非常になんか空しい議論ばかり続いておるなという思いがしております。それは、思いがしております。座長が言われるように、この成果品がそれこそ法令、要するに契約違反かどうかというのは、それはそれでしてもらえばいいし。それはそれとして、やはりこの議論はしないといけん、それは別のもんだ。私は、上田さんがこれは成果品がどうのこうので判断がつくまで、それこそこの中には入れんと言われておるけれども、私はそういうふうには思いません。やっぱりそれはそれ。それで、この関連情報についての議論は早急にしないといけんと思っております。それが、多分、その成果品の数字が頭にあるからってことをさっき言われたけれども、これは、基本的にはこれがちゃんとした積み上げの中で根拠のある数字だから、それは素地としてはもちろん大いに参考にしないといけんと思っておりますし、いうふうに思います。だから、20億の話からすれば、じゃあ、20億の分に、どこまでそれがそれこそ我々に数字を積み上げた話がないわけで、だから、今後については、その契約が有効か無効かは別として、出てきた数字は、これはやっぱり尊重すべきです。その中でやっぱり検討していくべきだというふうに思います。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。今回、このたたき台っていうのでなしに参考の参考と、これでもいいと

思います。要はこういう内容を参考にして検討する中で、お互いに今のような議論が出てくればいいと思うわけですね。だから、最初から全体が認められんというようなことで、私は私の判断ということになれば、皆が、5人が、じゃあ、今何をしようとしているか。お互いが合意を得る点を見出そうじゃないかということで議論しているわけですから、その点を出し合ってするのが議論だというように思います。

◆**中西照典座長** じゃあ、この、今日、こういう上田議員の発言もありますし、それぞれ座長の思いもありますが、今日はまず、先ほど言いましたように市の法制係の方で、この先ほどの契約についての問題を、報告を受けるということから、じゃあ、次回入らせていただいていいですか。次回はその報告を受けるというところからね。じゃあ、今日はこれ以上、どうも進めそうにありません。次回は、最初の冒頭申しましたように、13日の午後、時間的には1時を予定しておりますので、それまでに各会派でもよく相談していただいて、この進め方、ただ、これだけは申しておきます。それぞれの意見の隔たりはまだあります。しかしながら、投票条例はこの定例会のうちに成立させていきたいという思いは、皆さんの一致した思いであると思いますので、そのことについての努力は重ねていただくとお願いいたしまして、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第10回をこれで閉会いたします。